

市議会を傍聴する皆様へ

- 1 傍聴人は傍聴人受付簿に住所、氏名、年齢階層を記入の上、入室してください。
- 2 傍聴人は、傍聴席以外には立ち入らないでください。
- 3 議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者は傍聴席に入ることとはできません。
- 4 撮影または録音等をしようとするときは、あらかじめ議長または委員長の許可を得なければなりません。
- 5 傍聴人は、次の事項を守ってください。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
 - (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (7) 携帯電話はマナーモードに切り替えるか、電源を落とすこと。
 - (8) 傍聴等にあたっては係員の指示に従うこと。

以上